

北広島市 物価高騰等影響事業者支援金 募集要項

支援金の概要

■趣旨

北広島市では、原油価格及び物価高騰の影響を受け、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施する市内事業者に対し、費用負担等を軽減するため支援金を支給します。

■事業内容

申請日時時点で、以下のすべての支給要件を満たしている事業者が支給の対象となります。

区分	支給要件	支給額
①	法人の場合は、北広島市内に本店※1 及び事業所があること。 個人事業主の場合は、北広島市内に事業所があること。	市内にある 事業所 1店舗 あたり 3万円
②	令和4年1月1日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。※2	
③	令和4年1月から令和4年5月までのいずれかの月において、前年または前々年同月※3 と比較した <u>売上が10%以上減少</u> している又は事業に係る <u>経費の単価が2%以上増加</u> していること。	

※1 法人の場合は、法人登記上の本店を北広島市内としている必要があります。

※2 個人事業主で事業収入がなく、主たる収入が不動産収入、雑収入、給与収入で確定申告をしている場合は別途要件があります。

※3 令和3年6月以降に開業している場合は前月と比較します。

■北広島市内事業者について

- ・北広島市内に事業所（店舗）がある事業者が対象となります。
- ・北広島市内に本店登記のみがあり、市外のみ事業所（店舗）がある場合は対象となりません。
- ・事業所（店舗）を持たない事業者（フリーランスを含む）については、住民登録が北広島市内にある必要があります。

■北広島市内に複数事業所（店舗）がある場合について

店舗ごとに支援金を受けることができます。

■事業に係る経費の単価について

対象月内にて実際の支払いのある経費の中で、原油価格や物価高騰の影響等により上昇した単価を指します。税申告している経費であれば種類は問いません。また、同一月内に複数回経費が発生している場合は、いずれかの単価を使用してください。

例) 水道料、ガス料金、電気料金、ガソリン代、灯油代、仕入原材料 など

■売上高の比較について

令和4年1月から令和4年5月までのいずれかの月と、前年または前々年同月の売上
(令和3年6月以降に開業してる場合は、前月の売上)を比較します。

【例1】令和元年4月1日開業（前年又は前々年同月比較）

- ・令和4年2月売上（対象月）：20万円
- ・令和3年2月売上（前年同月）：25万円

・売上減少率： $(25万円 - 20万円) \div 25万円 \times 100 \approx 20.0\%$

10%以上であるため該当

【例2】令和3年8月1日開業（前月比較）

- ・令和4年3月売上（対象月）：15万円
- ・令和4年2月売上（前月）：18万円

・売上減少率： $(18万円 - 15万円) \div 18万円 \times 100 \approx 16.7\%$

10%以上であるため該当

【例3】令和3年5月17日開業（月の途中で開業・営業日は月～金）

- ・令和4年5月売上（対象月）：16万円
- ・令和3年5月売上（前年同月）：11万円（11日間営業分）
- ・令和3年5月の日平均売上： $11万円 \div 11日（実営業日数） = 1万円/日$
令和3年5月のみなし売上： $1万円/日 \times 21日（5月の営業日数） = 21万円$
- ・令和4年5月売上（対象月）と令和3年5月のみなし売上（前年同月）を比較

・売上減少率： $(21万円 - 16万円) \div 21万円 \times 100 \approx 23.8\%$

10%以上であるため該当

■経費の単価の比較について

令和4年1月から令和4年5月までのいずれかの月と、前年または前々年同月の事業
に係る経費の単価（令和3年6月以降に開業してる場合は、前月の売上）を比較しま
す。

【例1】令和元年4月1日開業（前年又は前々年同月比較）

- ・令和4年4月2日ガソリン代（対象月）： $160円/L \times 30L = 4,800円$
- ・令和3年4月9日ガソリン代（前年同月）： $140円/L \times 30L = 4,200円$

・単価上昇率： $(160円/L - 140円/L) \div 140円/L \times 100 \approx 14.3\%$

2%以上であるため該当

※単価の比較であり、経費の支払額は関係ありません。

■他の支援金との併給について

国、北海道、北広島市等の各種支援金を別に受給していた場合においても、本支援金は支給の対象となります。

■支援金の税申告の取り扱いについて

支援金は所得税、法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があります。ご不明な点は、所管の税務署にお問い合わせください。

■主たる収入を不動産収入、雑収入、給与収入で申告している個人事業主について

事業収入がなく、主たる収入を不動産収入、雑収入、給与収入で申告している個人事業主について、次の要件すべてに該当する場合は、事業収入とみなします。

- ① 確定申告書において、事業収入がないことが確認できる。
- ② 確定申告書において、「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）に記載されている金額のうち、申請しようとする「不動産」、「雑 業務・その他」または「給与」の欄の金額が最も大きい。
- ③ （雑収入、給与収入の場合のみ）雇用契約によらない業務委託、委任、請負契約等に基づく収入があり、税務上、雑収入または給与収入として申告している。

申請方法について

■必要書類

【法人、個人事業主共通】

- ① 申請書兼請求書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 売上高の減少または経費の単価の増加がわかるア、イ、ウのいずれかの資料
 - ア 売上高が 10%以上減少している場合の資料
令和 4 年 1 月から 5 月までの期間のいずれかの月と、対象月の前年または前々年同月（※）の売上高がわかる資料の写し（例：売上台帳、経理簿など）
 - イ 事業に係る経費の単価が 2%以上増加している場合の資料
令和 4 年 1 月から 5 月までの期間のいずれかの月と、対象月の前年または前々年同月（※）の事業に係る経費の単価がわかる資料の写し（例：納品書、領収書など）
 - ウ 売上高及び経費単価申出書（様式 3）

（※）令和 3 年 6 月 1 日以降に開業しているため、前年同月の比較対象がない場合は、対象月の前月

【法人の場合】

- ① 登記事項全部証明書または商業登記簿謄本の写し
- ② 直近の確定申告書別表一の写し

【個人事業主の場合】

- ① 本人確認書類の写し
- ② 直近の確定申告書第一表の写し

※国税の申告義務のない事業者は市民税道民税申告書

【特例事項】

- ① 主たる収入を、「雑収入」または「給与収入」として申告している場合は、業務委託、委任、請負契約書など内容のわかるもの

■申請受付期間

令和4年7月1日（金）～令和4年9月30日（金） ※消印有効

■申請方法

郵送のみ <感染拡大防止のため郵送にて申請してください>

申請受付・送付先

〒061-1192（住所不要） 北広島市役所 4階 経済部 商工業振興課

お問い合わせ

北広島市 経済部 商工業振興課

電話番号 011-372-3311（内線 4613） ※平日 8:45～17:15